平成２８年（フ）第４８１２号
大阪府寝屋川市香里北之町25番11号(202号)、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目５番14号ロジュマンＮ棟101
債務者　福井　幸菜（旧姓船越）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８３号
大阪市浪速区塩草３丁目10番17―501号
債務者　由川　　浩
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０２号
大阪府寝屋川市田井西町23番12号
債務者　真木由季子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６５号
大阪市北区長柄西２丁目３番12―410号
債務者　井田　宏一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７０号
大阪府東大阪市渋川町３丁目13番10号
債務者　柳瀬　竜巳
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００７号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1017号、前住所大阪府豊中市南桜塚３丁目15番４号301号
債務者　小竹山義和
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４２号
大阪市西淀川区御幣島６丁目６番14号
債務者　中村　茂樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８９号
大阪府豊中市野田町18番１号
債務者　後藤　巨樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１１号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番21―502号
債務者　菅原　清子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６５号
大阪市東住吉区今川５丁目３番８―206号、事業所所在地大阪市生野区巽西３―13―27
債務者　坂井塗装こと　坂井　良治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８４号
大阪市平野区喜連東５丁目１番５号
債務者　古庄　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９０号
大阪市生野区新今里３丁目10番20号
債務者　中村　由果（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１２号
大阪府門真市浜町７番１号　信愛ハイム101号
債務者　西英剛こと　西　　英剛
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４号
大阪市此花区酉島２丁目１番２―405号
債務者　渡邉　光江
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９号
大阪府守口市藤田町４丁目10番２号
債務者　嶋村　早苗
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０号
大阪市港区弁天４丁目９番８号　ガレン弁天102号
債務者　仲辻　知世
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７号
大阪府箕面市桜井２丁目５番45―104号
債務者　原口　佳美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３号
岡山県総社市泉５番地30
債務者　北田イスラエルこと　ＫＩＴＡＤＡ　ＩＳＲＡＥＬ　ＶＡＮＤＥＲＬＥＩ
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係